

## 電気通信事業法の一部を改正する法律案

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（利用者の個人情報の保護）

第七条の二 電気通信事業者は、その保有する利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）の氏名、電話番号、住所その他の郵政省令で定める個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 電気通信事業者は、前項に規定する個人情報をその保有の目的以外の目的のために利用し、又は他に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 個人情報に係る本人の同意があるとき。
- 二 法令の規定により個人情報の提供が求められたとき。

第三十一条第三項中「（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。

以下同じ。）」を削る。

第三十一条の二第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 電気通信役務に関する提供条件が利用者の個人情報を通知する内容を有するものであるときは、当該通知に関し、個人情報保護について適切に配慮されているものであること。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### (経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の電気通信事業法第三十一条の二第一項の規定により認可を受けている契約約款は、改正後の電気通信事業法第三十一条の二第一項の規定により認可を受けた契約約款とみなす。

## 理由

電気通信事業者が電話利用者等について膨大な個人情報保有している現状並びにその提供する電気通信役務が高度化及び多様化している現状にかんがみ、電話利用者等のプライバシーの保護を図るため、電気通信事業者の保有する個人情報の保護に関する規定を設けるとともに、利用者の個人情報を通知する内容を有する役務に係る契約約款の認可条件の追加を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。